

平成30年5月9日  
電力・ガス取引監視等委員会

## ガスの特別な事後監視について(第3回)

### (趣旨)

ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準(標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金)を、3年間監視することとされています。

平成29年10月から12月を対象とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

### 1. 調査の概要

#### (1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者：24事業者 31供給区域
- 旧簡易ガス事業者：305事業者915団地

#### (2) 事業者からの報告事項

第3回での報告徴収では、対象となる事業者より平成29年10月から12月の以下の情報を収集した。

- 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金(月次)(以下、標準料金)
- 原料費調整額(月次)
- 家庭用におけるガス販売量及び販売額(月次)

### 2. 調査結果

今回実施した第3回の「特別な事後監視」において、報告徴収にて収集した情報により、前月と比較して標準料金の値上がりがないか、前年同月と比較してガス販売量及び販売額に基づく各月の販売単価に一定水準を超える値上がりがないかの観点から確認を行い、合理的でない値上げを行ったおそれのある事業者を抽出した。さらに、当該事業者に対して、値上げを行った理由に一定の合理性があるか、値上げの

理由を具体的な根拠を持って需要家に対して説明しているかどうかヒアリングを行ったところ、合理的でない値上げを行ったおそれのある事業者が1事業者(1団地)確認された。

このため、当該事業者の行為に対し、更に正確な評価を行った上で適切な対応を検討する必要があることから、より詳細な情報を把握するための報告徴収を行う。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 鎌田

担当者: 皆川、吉野、水野、早矢仕

電 話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)